

平成 23 年度第 6 回二宮町下水道運営審議会次第

日 時 平成 24 年 1 月 19 日 (木)

午後 2 時～

場 所 二宮町役場第 1 会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 二宮町公共下水道使用料の改定について (答申)

(2) その他

4. 閉 会

公共下水道使用料の改定に関する答申書

【 抜 粋 】

平成24年1月19日

二宮町下水道運営審議会

はじめに

下水道は、住民が衛生的に快適な生活を営むうえで、欠くことのできない大切な都市施設であり、子どもたちの将来にきれいな環境を引き継いでいくために、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としている。

本町の下水道事業は、酒匂川流域関連公共下水道事業として、平成2年に都市計画法並びに下水道法の事業認可を取得して事業に着手し、平成11年4月に供用開始となった。平成22年度末までの公共下水道整備により供用面積は約352haとなり、人口普及率は8割に迫るものとなっている。

下水道事業は、地方財政法上の公営企業として独立採算が図られるべきものであり、管理運営に伴う維持管理費と資本費（下水道整備に係る地方債の元利償還金）のうち汚水処理に係る費用（汚水処理費）を対象経費として、原則、全てを下水道使用料で賄うこととなっている。

本町では、下水道使用料の徴収が始まった平成11年4月から10年余りが経過した平成21年7月に初めての使用料改定が行われたが、平成22年度における下水道使用料による経費回収率は47%であり、低い状況にあるため、使用料収入の不足分を一般会計からの繰入金で補填している現状である。

しかし、町税などを財源とする一般会計からの繰入金による補填は、下水道未普及地域の住民にも負担を求めることになり、受益者負担の原則から負担の公平性を欠くことになる。

また、繰入金が増大は、福祉や教育など一般会計における事業に影響を及ぼすことが懸念される。

そこで、今後の下水道事業には、経営基盤を強化し安定した運営のために、応分の使用者負担が求められる。

以上のことを踏まえ、今後も持続的に適正な下水道運営をしていくため、本町の特徴や近隣自治体の状況等を勘案し審議を重ねた結果、本審議会は、下水道使用料の改定について、次のとおり答申する。

1. 下水道使用料の対象経費の考え方について

下水道事業は、公営企業として自立性をもった事業継続をするため、独立採算制の原則のもと、経費はその事業に伴う収入によって賄うものとされている。

下水道事業に要する経費は、大別して建設費と管理運営費に分けられる。

建設費は、建設工事費や流域下水道建設負担金と、それに係る諸経費であり、その財源は、国庫支出金、地方債、受益者負担金、一般会計からの繰入金である。

管理運営費は、施設の管理に係る維持管理費と、建設に要した地方債の償還元金と償還利子から成る資本費であり、その財源は、下水道使用料、手数料、一般会計からの繰入金である。

下水道使用料については、雨水に係る経費は公費、汚水に係る経費は私費とする「雨水公費、汚水私費の原則」に基づいて、管理運営費のうち汚水処理に係る維持管理費と資本費が対象経費となり、原則として経費回収率 100%が求められ、下水道法第 20 条で「適正な原価をこえないもの」とすることが定められている。

更に、下水道使用料は公共料金として日常生活に密接したものであり、できるだけ他の公共料金と同様、安定性を保つことが望まれるが、あまりにも長期の費用を基にして算定をすることは、経済変動等による予測の不確実性を生むことになる。従って、今回の改定にあたっては、平成 24 年度から平成 26 年度までの財政収支の見込み等を参考にして検討することとした。

2. 下水道使用料の体系について

現行の下水道使用料は、使用料収入の変動を避け下水道経営の安定性を保つ観点から「基本料金」を設けるとともに、使用水量の違いによる負担の公平性が保てる「従量使用料制」をとっている。また、多量排水者の排水が施設規模を増大させ、整備に係る資本費を増幅させる要因となることから、費用負担の合理性を考慮した「累進使用料制」を併用させた「基本使用料を設ける従量・累進使用料制」を採用している。

今回の改定においても、この「基本使用料を設ける従量・累進使用料制」の体系を維持継承することが適正と考える。

その他、「汚水区分」、「使用者群区分」等についても、現行基準の継承は適正と考える。

3. 下水道使用料の改定について

平成 11 年 4 月に下水道の供用が開始された当初の下水道使用料は、まずは維持管理費の確保を目指すと共に、住民の下水道への接続意欲をそがないように設定された。その後も下水道への接続促進を阻害しないように使用料改定は見送られていた。

平成 16 年度以降、維持管理費の回収に加え、資本費への充当も僅かずつされるようになってきたが、本来の対象経費である資本費への充当率を高め、下水道事業の健全化を図るために平成 21 年 7 月に 8%増の改定がされた。

しかし、改定の効果や接続増などによる有収水量の増加もあり、下水道使用料による経費回収率は 36.1% (平成 20 年度) から 47.1% (平成 22 年度) に向上したが、依然として半分以上を一般会計からの繰入金に依存している状況を変えるには至っていない。

これまで下水道事業では、経費節減に努め、合理的な工事発注、未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨、公的資金補償金免除繰上償還などによる経営努力が行われているが、一般会計における財政見通しがこれまで以上に厳しくなると予測されるため、経費回収率が低い状況で使用料を現行のまま据え置くと、一般会計からの繰入金が更に多額になり、これまで以上に一般会計を圧迫することが推測される。

一般会計からの繰入金は、下水道が未普及地域の住民からの税金も充てられることから、負担の公平性を欠くことになる。また、快適な生活環境と公共用水域の水質保全が維持継続できるよう、下水道事業をより一層健全に運営していくために、下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断した。

本来は経費回収率 100%を図ることが重要であるが、一方で、下水道使用料増加による負担増が過度なものとならないように配慮することが求められる。そのため、使用料による経費回収率 60%を目標に、現下の社会経済情勢など考慮しながら、県内市町村の使用料単価(使用料収入を有収水量で除した値)を参考に検討を重ねた。

その結果、本審議会としては、総務省公表による下水道事業比較経営診断表(平成 21 年度)における経費回収率の類型(供用年数や処理区域内人口などが同程度)団体平均 57%の達成が図られるよう、使用料単価が現状の 108 円から 130 円になることを目途とした改定率 20.4%の引き上げをすることが妥当であると結論に達した。

4. 下水道事業の健全経営について

下水道は、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るための重要な都市インフラであるが、その建設には長い年月と多額の費用を必要とする。

本町は、これまでの整備事業により、人口普及率は 8 割に迫る状況となっている一方で、建設財源などの下水道事業債の残高は、約 70 億円となっている。

毎年の元利償還金のうち、汚水処理に係る分は、本来、全てを下水道使用料で償還することが求められる。しかし、現状では全てを賄っておらず、町の厳しい財政状況においても、一般会計からの繰入金で補って、収支の均衡を保持している。

このような状態を改善するため、更なる経費節減に努め、経営基盤の強化を図ることが必要であり、一般会計からの繰入金への依存を減らすことが重要である。

5. 要望事項

下水道使用料の改定は使用者への負担増となるので、住民の理解を得ることが不可欠であることから、今後も下水道事業の健全な経営をめざし、情報提供に努め、安定した事業継続が図られるよう、以下のとおり要望する。

- (1) 下水道使用料は町民生活に密接していることから、改定については十分な周知期間を設けるとともに、改定の趣旨や内容については、町民に分かり易い広報活動に努められたい。
- (2) 下水道は地域の社会基盤として重要施設であるため、下水道事業に関する様々な情報提供について、今後も継続して努められたい。
- (3) 下水道経営については、より一層の健全化に向け、経費節減等の経営努力に加え、接続率の向上による使用料の増収に努められたい。
- (4) 下水道整備においては、建設コストの削減と効率的な整備に留意しながら、下水道未普及地域の解消に努められたい。
- (5) 今後の使用料改定については、下水道事業の経営状況の推移に注視すると共に、本町の財政状況、社会経済情勢並びに近隣市町村の状況等を考慮しつつ、一般会計からの繰入金の減少を図るため、適時に使用料の見直しを検討されたい。

別表 1

使用料単価基準の新旧対照表（2ヶ月当たり、税抜き）

区分	排水量（使用者群） の 区 分		使用料単価（単位：円）			説 明
			旧	新	値上げ額	
一 般 汚 水	1	基本料金 0m ³ から16m ³ まで	1,296	1,560	264	旧使用料単価に改定率20.4%の加算を基本とし、400m ³ 以下の従量単価を抑えつつ、経費回収率57%が達成できるように調整した。
	2	16m ³ を超え、 40m ³ まで	97	116	19	
	3	40m ³ を超え、 60m ³ まで	113	136	23	
	4	60m ³ を超え、 80m ³ まで	130	158	28	
	5	80m ³ を超え、 100m ³ まで	140	170	30	
	6	100m ³ を超え、 200m ³ まで	151	184	33	
	7	200m ³ を超え、 1,000m ³ まで	162	198	36	
	8	1,000m ³ を超え、 2,000m ³ まで	173	212	39	
	9	2,000m ³ を 超えるもの	184	227	43	
公衆浴場 汚 水	全量（1m ³ につき）		5	6	1	改定率 20.4%

※ 16m³を超えた部分の使用料単価は超過1m³あたりの単価です。

別表2

使用料単価基準の新旧対照表（1ヶ月当たり、税抜き）

区分	排水量（使用者群） の区分		使用料単価（単位：円）			説明
			旧	新	値上げ額	
一般汚水	1	基本料金 0m ³ から8m ³ まで	648	780	132	旧使用料単価に改定率20.4%の加算を基本とし、200m ³ 以下の従量単価を抑えつつ、経費回収率57%が達成できるように調整した。
	2	8m ³ を超え、 20m ³ まで	97	116	19	
	3	20m ³ を超え、 30m ³ まで	113	136	23	
	4	30m ³ を超え、 40m ³ まで	130	158	28	
	5	40m ³ を超え、 50m ³ まで	140	170	30	
	6	50m ³ を超え、 100m ³ まで	151	184	33	
	7	100m ³ を超え、 500m ³ まで	162	198	36	
	8	500m ³ を超え、 1,000m ³ まで	173	212	39	
	9	1,000m ³ を 超えるもの	184	227	43	
公衆浴場 汚水	全量（1m ³ につき）		5	6	1	改定率 20.4%

※ 8m³を超えた部分の使用料単価は超過1m³あたりの単価です。

【付属資料】

《審議経過》

区分	開催日	場所	審議内容	
第1回	平成23年 2月21日	町民センター 3Aクラブ室	下水道使用料の現状について ・下水道事業特別会計（決算額）の推移 ・使用料単価、汚水処理原価、経費回収率の推移	研究会
第2回	平成23年 7月14日	二宮町役場 第1会議室	下水道使用料について ・下水道事業経営の基本的な考え方 ・使用料対象経費、有収水量、使用料収入、汚水処理費、使用料単価、汚水処理原価、経費回収率などの推移 ・使用料の適正化について	研究会
第3回	平成23年 9月30日	二宮町役場 第1会議室	諮問： 「二宮町公共下水道使用料の改定について」 下水道使用料の改定について ・使用料の適正化について ・経費回収率と使用料単価について (使用料収入と汚水処理費の推移見込等)	諮問
第4回	平成23年 11月17日	町民センター 2Bクラブ室	下水道使用料の改定について ・使用料対象経費と使用料による経費回収率 ・経費回収率、使用料単価、改定率など	
第5回	平成23年 12月20日	二宮町役場 第1会議室	下水道使用料の改定について ・経費回収率、使用料単価、改定率 ・改定方法の方向性について	
第6回	平成24年 1月12日	町民センター 3Bクラブ室	下水道使用料の改定について ・改定後の使用料について ・答申書案について	
第7回	平成24年 1月19日	二宮町役場 第1会議室	答申： 「二宮町公共下水道使用料の改定について」	答申